

業務指示書

インド国チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】（その2）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾改善に係る業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾インフラ改善（1）】

- 1) 類似業務の経験：港湾インフラに関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾ITシステム運営改善（1）】

- 1) 類似業務の経験：港湾ITシステムに関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.5721 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めず。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めず。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画
港湾インフラ改善（1）
港湾ITシステム運営改善（1）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.52 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月11日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インド国チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】（その2）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ港湾計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾インフラ改善（1）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾ITシステム運営改善（1）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の背景・内容に関する事項

1. 業務の背景

インド南部に位置するタミルナド州は、東南アジア地域とのシーレーンに位置し、自動車製造業やエレクトロニクス産業等が集積している。また、日印政府の共同イニシアティブにより進められている南部中核拠点開発構想の対象州であり、州都チェンナイ市を中心に本邦企業の進出が増加する中、堅調な経済発展が見込まれている。本邦企業では、自動車関連産業が中心に進出しており、タミルナド州における本邦企業拠点数は、2008年1月時点の77社から2014年10月の577社と7年弱で約7.5倍に増加している。

チェンナイ市東端に位置するチェンナイ港は、成長著しい同州の物流の玄関口として機能しており、2014年には5,254万トン(全国第3位)の取扱量を誇るなど、同国の重要な港湾の一つとして位置づけられている。取扱品目は、コンテナ貨物(2,994万トン(155万TEU))を中心に、石油製品(1,273万トン)、鉄鉱石(14.6万トン)、肥料(54.1万トン)などがあり、近年ではその他貨物(917万トン)として分類される完成自動車の輸出が目立っている(2012年度の輸出台数は27万台と2002年度の8千台から飛躍的に増加)。

一方で、チェンナイ港は構内用地の施設開発に関しては未着手の部分が残っているほか、現有施設の運営・管理手法も十全でなく、増加する貨物量に対して取扱能力向上に向けた対策が急務となっている。「南部中核拠点開発構想地域(以下、「CBIC」)の経済発展・連携促進に係る経済インフラ技術支援(有償資金協力専門家)」(2012年)によれば、チェンナイ港に陸揚げされたコンテナ貨物(輸入)がベンガルールの目的地へ到着するまでに4日と9時間が費やされており、そのうち約3日間をチェンナイ港での荷受等の業務に要している。そのため、チェンナイ港の貨物取扱能力向上は優先課題として位置付けられている。こうしたチェンナイ港における物流の停滞は、現地日系企業のサプライチェーンにとって大きな障害となっており、日本商工会議所からタミルナド州政府に対してチェンナイ港の貨物取扱能力の向上にかかる建議書が提出されている。2013年5月にインド国シン首相(当時)訪日時に発表された日印共同声明においても、チェンナイ・エンノール及び隣接地域における港湾等のインフラ改善を加速する旨、合意されている。

かかる背景を踏まえ2013年10月より実施された「チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」(~2014年2月)では、機能的配置計画に基づいた港湾内外の施設や駐車場、道路等のインフラ整備及びそれに則した港湾運営管理体制と構内交通流制御体制の導入が取り組むべき課題として抽出された。また、チェンナイ港湾公社(Chennai Port Trust)を実施機関とし、2014年7月から実施された有償資金協力専門家派遣「チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】(そのi)」(~2016年9月)では、渋滞緩和をはじめとした運営改善を目的とした技術支援が行われ、混雑実態の把握や発生要因の分析、またITシステムを活用した港湾利用者に対する混雑情報提供などが行われた。

これまでの技術支援により、構外における渋滞車両台数の減少、港湾ゲートにおける処理時間の短縮、チェンナイ港へのアクセス時間の短縮などの成果をあげている取り組みも多いが、実施

機関による自主的な取り組みは日が浅く、持続的な運営に当たっては引き続き近代化に向けた技術的な支援が必要であるなど、運営改善には引き続き課題が残っている。

さらに、開発効果を効率的に発現させるためには、技術支援によるソフト面の対策だけでなく、チェンナイ港近代化のためのインフラ整備・改善が不可欠であり、かかるインフラ整備支援の検討について実施機関より要請が発出されている。本事業は引き続き有償資金協力専門家派遣を通じてこれらを支援するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

「チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】(その1)」の結果を踏まえ、過去2年間の技術支援による運営改善施策をフォローアップし、渋滞緩和に資する取組を実施機関に定着させることによりコンテナ貨物輸送時間短縮と効率的な貨物取引を図る。また、有償資金協力を用いたインフラ整備計画のための情報収集・分析を行い計画の妥当性を検討、開発効果の効果的な発現のための提案を行う。

(2) 対象地域

インド国タミルナド州チェンナイ市チェンナイ港及びその周辺

(3) 関係官庁・機関

C/P : チェンナイ港湾公社 (Chennai Port Trust)
所管中央省庁 : 海運省 (Ministry of Shipping)
関係機関 : インド CFS 協会チェンナイ支部 (National Association of Container Freight Station (NACFS), Chennai Chapter)、Central Warehousing Corporation (CWC)、税関 (Customs Department)

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、かつ「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本業務では、下記①～⑤において技術支援を実施する。業務実施に際しては、2014年7月から2016年9月に当機構が実施した「チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】(その1)」(以下、「技術支援(その1)」)の結果を活用する。

① 運営改善施策のフォローアップ

3) 「技術支援(その1)」のフォローアップ

「技術支援(その1)」で実施された、交通混雑対策の効果を確認するための社会実験のフォローアップを行い、必要に応じて改善点や対策の評価等を行う。また、港湾出入管理業務、ターミナルゲート改善業務、関係行政機関との連携強化業務の実施状況を把握し、改善提案を行い支援する。

② 港湾運営近代化 I (IT 関連の施策)

IT (Information Technology) を活用したシステム導入の推進を引き続き支援することにより、交通混雑解消及び港湾全体の運営改善に資する港湾運営の近代化を行う。

1) ウェブポータルシステム構築の検討

交通混雑解消を通じチェンナイ港の港湾運営を改善するため、関係者間で交通混雑解消の指標を共有可能にするウェブポータルシステム構築の検討を引き続き実施する。具体的には、交通混雑解消に有効な項目を情報公開項目案とし、その社会実験を提案して実施する。また、ウェブポータルシステムの情報共有機能を利用して、構外トレーラー渋滞列を制御するシステム導入の基本計画(仕様、数量など)を提案する。

2) 港湾ゲートの効率化の検討

「技術支援(その1)」を通じて提案された、持続可能な港湾出入管理システムの構築を継続して支援する。また、バーコード読取システムに代わって、新たな港湾出入管理システムとなるRFIDシステムの導入を支援するとともに、RFIDシステムの継続的な運用を可能にする体制を構築する。

3) 持続可能な体制構築への支援

ウェブポータルシステムやRFIDシステムの構築・導入の支援と併せて、これらが持続可能なシステムとなるよう運用体制を構築する。

4) IT 関連施策プロジェクトと事業内容の検討

ウェブポータルシステム構築や港湾出入管理システム導入に際して、必要となる資機材及びそのシステムを明確にし、IT 関連施策プロジェクトの事業規模や内容・範囲等を提案する。

5) IT 関連施策プロジェクト実施に向けての課題整理

IT 関連施策プロジェクトを実施するに当たっての課題を整理する。特に、有償資金協力による支援に向け課題整理を行い、基本計画を提案する。

③ 港湾運営近代化 II (インフラ整備関連の施策)

チェンナイ港の運営近代化をハード面から支援するため、IT を活用したシステムの導入に加え、港湾施設のインフラ整備・改善について検討する。加えて、C/P より検討が要請されているプロジェクトに関し妥当性及び優先順位を検討する。

1) 検討対象プロジェクトの特定

- ② 港湾運営近代化Ⅰ(IT関連施策)
- ③ 港湾運営近代化Ⅱ(インフラ関連施策)
- ④ 税関業務に係る情報収集・課題整理
- ⑤ ステアリング・コミッティ(S/C)の開催支援と報告書の作成

(2) 留意事項

本業務の進捗は、海運省・チェンナイ港湾公社・港湾利用者ほかで組織される委員会にて四半期毎に報告を行い、当該委員会で報告する内容については、事前に JICA 南アジア部およびインド事務所に報告し、内容について確認を得ること。

また、これらインド側 C/P に対する報告とは別途、現地日本大使館・領事館・日本商工会その他の日本側関係機関に対しても必要に応じて事業の進捗報告・協議等を JICA より依頼する場合があるが、かかる場合の取扱いも同様とする。

(3) インフラ整備計画の検討方針

本業務は、有償資金協力によるインフラ整備支援の可能性を検討する業務を含んでいる。当該業務の実施に際しては、「6. 成果品」に定める報告書による報告に加え、適時 JICA 南アジア部およびインド事務所に報告し、検討が進められる有償資金協力事業候補の内容について事前に確認を得ること。

5. 業務の内容

「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握のうえ、以下の業務を行う。

① 運営改善施策のフォローアップ

交通混雑の特性把握や対策立案のため、「技術支援(その1)」で実施した調査や活動のフォローアップを行い、更なる交通流適正化を推進する。また、C/P 及び関係組織が実施する交通混雑の緩和対策を支援する。

1) 混雑状況調査の継続実施

交通混雑の特性を把握するため、「技術支援(その1)」を通じて実施した構内外の渋滞調査を継続する。

2) 港湾周辺状況把握調査の継続実施

渋滞列解消のために「技術支援(その1)」において拡張された港湾ゲート1番の運用状況を把握し、効率的な運用を支援する。また、構内道路の改善状況、港湾ゲート1番前後のアプローチ道路の整備状況、構外のアクセス道路及び州道114号の整備状況を把握し、道路インフラ改善を支援する。加えて、無線周波数識別システム(RFID:Radio Frequency Identification)導入プロジェクトの進捗状況を把握する。

C/P より検討が要請されているプロジェクトの概要書及び「技術支援(その1)」にて検討されたマスタープラン策定の内容を基本として、検討対象となるプロジェクトを確認する。

2) 需要予測と施設規模の検討

検討対象プロジェクトについて、既存資料等を参考にし、簡易的な需要予測を実施し、その結果を踏まえ施設規模を策定する。

3) 環境社会配慮の概略検討

検討対象プロジェクトについて、環境社会影響の確認と緩和策の策定を行う。

4) プロジェクトの想定費用と工期の概略検討

検討対象プロジェクトについて、2)で検討された施設規模に応じ想定費用と工期を策定する。策定に際しては、既存施設や土質等のデータ、類似施設の参考事例や現地建設企業等から施設構造の情報を入手する。

5) プロジェクトの実行可能性の概略検討

検討対象プロジェクトについて、経済的な実行可能性を、プロジェクト毎またはプロジェクトパッケージ毎に検討する。

6) プロジェクトの優先度と事業方式の検討

検討対象プロジェクトを工費、工期、経済性、有償資金協力による支援の可能性等の視点から総合判断し優先度を検討するとともに、プロジェクトの事業方式(公的資金、民間資金、官民連携など)を提案する。

7) プロジェクト実施に向けての課題整理

プロジェクト実施のための課題、検討事項を整理する。また、有償資金協力に必要な費用を概算する。

④ 税関業務の情報収集・課題整理

チェンナイ港の交通混雑解消に当たっては、構内外の輸出入コンテナ配送における税関手続きが重要な課題となっている。税関業務の運営改善のため、関係者へのヒアリング等を通して情報収集・課題整理を行い、技術支援として必要なコンポーネントを提案する。

⑤ ステアリング・コミッティ(S/C)の開催支援と報告書の作成

ステアリング・コミッティ(S/C)及びそれに先立つワーキング・グループ(W/G)を、「技術支援(その1)」と同様に現地派遣毎に開催し、報告書を C/P に提出のうえ、十分な説明・協議を行う。

6. 成果品等

(1) 報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとし、本契約における最終成果品は④ファイナル・レポートおよび⑤デジタル画像集とする。各報告書の先方機関への説明、協

議に際しては、原則として事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① 業務実施計画書

記載事項: 共通仕様書第 6 条に記載のとおり。

提出時期: 第一次現地調査派遣前

部 数: 和文 3 部、英文 3 部、電子データ

② インタリム・レポート

記載事項: 現地調査結果等

提出時期: 2017 年 7 月下旬

部 数: 和文 3 部、英文 3 部、電子データ

③ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項: 調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期: 2017 年 11 月上旬

部 数: 和文 3 部、英文 3 部、電子データ

④ ファイナル・レポート

記載事項: 業務結果の全体成果(要約を含む)

提出時期: 2017 年 12 月上旬

部 数: 和文 3 部、英文 3 部、CD-R 3 部

⑤ デジタル画像集

記載事項: 事業対象サイト等のデジタル画像及び動画

提出時期: 業務完了報告書と同時提出

部 数: CD-R 3 部

加えて、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICA 南アジア部へ提出する。

(2) 報告書の仕様

報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。(1)④ファイナル・レポートは製本することとし、それ以外の報告書等はすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする(CD-R を併せて提出する成果品は「(1)成果品等」記載のとおり)。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(3) その他、報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に当機構に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。報告書については、概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務行程

2017年2月上旬から、JICAより配布される「インド国チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」報告書、「インド国チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】(その1)」報告書及びその他関連資料を踏まえてチェンナイ港運営改善を行う。確認された課題への対応状況を現地にて各担当部局・C/Pに確認し必要な助言等を行う。なお、2017年12月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目安

総計 約 27.0 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務に従事するコンサルタントの各分野を以下に示す。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括 / 港湾計画 (2号)
- 2) 港湾インフラ改善(1) (3号)
- 3) 港湾ITシステム運営改善(1) (3号)
- 4) 港湾ITシステム運営改善(2)
- 5) 港湾インフラ改善(2)
- 6) 環境社会配慮
- 7) 交通運営改善
- 8) 港湾インフラ改善(3) / 業務調整

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

・交通流調査のシミュレーション

調査目的: 交通流の現状再現と対策効果の確認

調査項目: 渋滞長と待機時間

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行

うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

4. 配布資料

- ・「インド国チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」報告書(PDF ファイル)
- ・「インド国チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】(その1)」報告書(PDF ファイル)

5. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

6. 複数年度契約

本業務は複数年度(2016 年度及び 2017 年度)にわたる契約を締結することとするため、年度を跨ぐ業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、年度毎の精算は必要ない。

7. インド地図の扱い

(1) インド及びパキスタンについては、国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。

(2) (1)での対応が困難もしくは不適當な場合には、JICA 担当部署と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。

- 1) 国連地図¹を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、①データの参照元が国連である、②当該加工はJICAによるものである、③領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではない(例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA”)、との注意書を加え

¹ <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

る。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン²を参照)。

- 2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール、アルナチャール・プラデシュ)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない(1)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
- 3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール、アルナチャール・プラデシュ)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、2)と同様に、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も上述の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

以上

² <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>